

## 農政抜本改革に向けて

平成 21 年 2 月 3 日

岩 田 一 政  
張 富 士 夫  
三 村 明 夫  
吉 川 洋

総理が施政方針演説で表明された農政改革を是非実行していただきたい。農業従事者の高齢化を考えると、今が日本の農業にとって改革実行のラスト・チャンスと言っても過言ではない。政策メニューは既に相当出揃っており、あとは実行あるのみ。経済財政諮問会議としても6大臣会合等と連携しつつ、将来の日本の農業のために、聖域なく議論を行っていきたい。産業としての農業、食料安全保障、地域政策の3つの観点をパッケージにして、まさに農政抜本改革ともいえる大きな姿を描くべきである。

**1 農政改革の三つの大きな目的****(1) 産業としての持続性の回復**

農地の減少、農業従事者の高齢化等、現在の農業は持続可能でなく、先細りは明らか。産業としての持続性を回復することが急務。

**(2) 安定的な食料供給力の回復**

中長期的に世界の食糧需給がひっ迫するなか、国内農業が安定的に食料を供給する力を回復する必要。産業としての持続性を回復する結果として、当面、自給率 50% (カロリーベース) の実現を目指す。

**(3) 農村地域の活力の回復**

都市部への人口流出と高齢化の進展により、農村地域の中には、集落が無人化、消滅する地域もあるなど、急速に衰退しており、地域の個性をいかした活性化が必要。

**2 改革によって期待される効果****(1) 今後の成長分野、地域産業の中核としての可能性**

ものづくり技術やマーケティング力も活かせば、今後、地域の成長産業、輸出産業として農業が伸びていく可能性もひらける。

**(2) 農業の体質強化は国際的にも重要**

世界金融危機により高まっている保護主義圧力を跳ね返すため、WTO ドーハラウンド妥結の重要性が再認識されつつある。国際化の進展にも対応しうる農業構造を確立する必要がある。

### (3) 農業分野における雇用吸収

世界金融危機による景気後退により、内需の厚みを増すことの重要性に対する再認識が広がっている。農業のなかには、野菜、果樹、畜産等労働集約型の分野や加工等、雇用を吸収する力のあるものもある。

## 3 具体的な論点

### (1) 「農業経営体(農場、農園)」の支援の総合化

農業が産業として持続し、成長していくためには、政策も、これまでの「農家」対策ではなく、「農業経営体(農場、農園)」が伸びていけるような環境をつくる必要がある。「農業経営体」とは、規模の大小ではなく、農地、労働力、資本(農業金融)、技術(農業技術、経営技術)、ノウハウ(販売ネットワーク、マーケティング)等の総合力を駆使し、自らの経営感覚と創意工夫をもって、高い付加価値、収益力のある農業経営を行おうとする主体である。こうした「農業経営体」が力を発揮できる環境を整備する政策を実行すべき。

このため、例えば、以下の取組が必要である。

- 農業経営に関する施策の体系化

現行の各種施策は農業経営体の創意工夫や自由な経営展開と両立し、促進するものとなっているか。こうした観点からすべての施策を抜本的に見直し、体系化すべき。

- 法人化の推進

農家の法人化は、事業リスクを家計から遮断することを可能とする点で、農業経営上メリットがある。経営の意欲と能力のある農家の法人化と企業の参入により、消費者ニーズを踏まえた農産物を低コストかつ安定的に供給できる体制にすべき。特に、米作など土地利用型農業については、これにより大規模化を推進すべき。

### (2) 農地改革の早期かつ着実な実行

「所有から利用への転換」、農地情報の集積・開示による農地の徹底活用により農業生産力を増大させるとともに、土地利用型農業については面的集積の促進により大規模化の実現が必要。

このため、

- 今通常国会に提出予定の「平成の農地改革」法案は、所有から利用へ転換し、利用については原則自由化することなど、昨年12月の経済財政諮問会議に提出された石破プランを実現するものであるべき。本法案を早期に成立させ、できるだけ早く施行すべき。
- 同時に、離農を希望する高齢農家や、不在村地主等が、規模拡大意欲のある「農業経営体」に積極的に農地を賃貸するよう、貸し手にもメリットが感じられる仕組みを整え、農地の徹底活用と農地の集積を進めるべき。

### (3) 「総合的な穀物政策」の構築

昨今の国際的な穀物需給の動向、我が国の特に低い穀物自給率の実態を踏まえ、国産・輸入を通じた総合的な穀物政策を構築すべき。特に水田は、連作障害のない優れた生産装置である。食料の自給力回復、食料安全保障のための農地確保、環境保全の観点からも、米粉用米、飼料用米の増産をはじめ水田を十分に活用する必要がある。現状では、主食用米を生産している水田は6割に過ぎず、残り4割の水田では転作が行われているものの、捨てづくりの問題が生じている。

このため、「総合的な穀物政策」を構築する中で、例えば次の点に取り組むべき。

- 現在は、主食用米、転作作物、米粉用米、飼料用米等に複雑な補助が行われているが、総合的な穀物政策実施のためこれらを整理・集中化すること
- 現状では、主食用米の価格安定が優先されているが、米の消費者価格と生産者の収入を切り離し、前者については原則として市場に任せる一方、農業経営体の水田経営による所得は安定化させる仕組み
- 生産調整のあり方

### (4) 農業成長戦略の策定

今後の成長分野として農業を伸ばし、地域の雇用機会を創出するため、農商工連携の強化、農産物の輸出促進、農業分野の研究開発と先端技術の導入を戦略的、効率的に進めていくべきである。

また、集落の維持が困難となっている地域等について、省庁間の縦割りにとられず、地域資源を活用した産業の育成等所得機会の創出や生活環境の維持・整備により、活力を取り戻す方策を講ずるべきである。

### (5) 重点プロジェクトへの着手・実行(先駆的モデルづくり)

現在、各省で検討している成長戦略の「重点プロジェクト」について、以下のようなモデルを参考に、農水省でも具体的タマだしを検討し、特区的な考え方を含めて迅速に推進いただきたい

#### ● 耕作放棄地再生プロジェクト

農地法等改正に当たって、石破プランをしっかりと実現いただいた上で、農地リースの促進と農商工連携の拡充等を、大胆かつ迅速に進めるような、耕作放棄地再生の先駆的モデルを推進する。

#### ● 植物工場推進プロジェクト

自治体が策定する計画に基づいて設置する植物工場(農産物を生産する工場)については、耐震基準、防火基準等の立地に関する規制を緩和し、農業用施設と同様の取り扱いとすることで、その設置を促進する。